

ふくしまグリーン復興推進プロモーション事業業務委託契約書（案）

委託業務の名称 ふくしまグリーン復興推進プロモーション事業
委託料の額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）
委託期間 契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲（以下「甲」という。）とし、受託者「 」を乙（以下「乙」という。）として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第1条 乙は、別記「仕様書」に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託事業」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない内容があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（契約の保証）

第2条 乙は、この契約の締結と同時に納めなければならない契約保証金については、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、納付を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生じる権利及び義務を譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。

（再委託）

第4条 乙は、委託事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、事業を効率的に行ううえで必要と思われる事業については、甲と協議のうえ、事業の一部を委託することができる。

2 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、再委託した事業に伴う当該第三者（以下再委託者という。）の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

3 乙は、委託事業の一部を再委託するときには、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、再委託者と約定をしなければならない。

（委託事業実施状況の報告等）

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（委託事業内容の変更）

第6条 甲は、必要と認めるときは、委託事業の内容を変更し、又は委託事業を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲と乙で協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲と乙で協議して定める。

（乙の請求による履行期限の延長）

第7条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託事業を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲と乙で協議して定

める。

(損害負担)

第8条 委託事業の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要となった経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲と乙で協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託事業を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく仕様書に掲げる書類に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項書類を受領したときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 乙は甲に対し、委託料の前金払を請求することができる。ただし、その額は甲乙協議して決定する。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から15日以内に前払金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

一 履行期限内に事業を完了しないとき、又は履行期限内に完了の見込みがないと明らかに認められるとき。

二 事業に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるとき。

三 契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 乙が、解約を申し出たとき。

五 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

六 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している

者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として委託料又は委託料のうち契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、委託料又は委託料のうち契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(財産の帰属)

第14条 乙の委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、甲に帰属するものとする。

(財産処分の制限等)

第15条 乙は委託事業の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理

するとともに、委託事業の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 乙は、委託事業の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・機器及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則としているが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。

なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

3 委託事業の終了等により財産の処分が発生する場合には、甲の承認を受けなければならない。なお、委託事業の実施に伴い取得したすべての財産について、売り払いにより収入があったときは、甲に納付しなければならない。

4 委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、乙はこれを甲に返還するものとする。

（談合による損害賠償）

第16条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第17条 乙は、委託事業上知り得た秘密を他人に漏らし、または他の目的に使用してはならない。

この契約の終了又は解除後においても同様とする。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（個人情報保護等）

第18条 乙は、この契約による事業を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（補則）

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲と乙で協議して定める。

（紛争の解決方法）

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 住 所 福島市杉妻町2番16号
名 称 福島県
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所
名 称
代表者

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

ふくしまグリーン復興推進プロモーション事業業務委託仕様書（案）

1 目的

福島県では環境省と協力して、自然資源の活用により交流人口の拡大を目指す「ふくしまグリーン復興構想」を推進している。

令和6年は柳津町に整備を進めている「越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター」が7月に開館することから、当施設を広くPRするオープニングセレモニーを行うとともに、来館を促すツールを設えることで、国定公園利用者数の増加に寄与することを目的とする。

また、「越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター」の開館を好機とし、自然や環境について学べる施設を紹介するリーフレットを作成することで、県民の自然や環境への理解促進に繋げるとともに、県内周遊による交流人口の拡大を図る。

さらに、自然資源の利活用のひとつの手法としてワーケーションに着目したプロモーションを行うことで、自然公園への来訪動機に繋げるものである。

【参考：越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンターについて】

- 「道の駅会津柳津」建物内の一室（171 m²）を改修し設置する県有施設であり、令和6年7月開館予定。指定管理者候補団体は一般財団法人やないづ振興公社。
- 越後三山只見国定公園の拠点施設として、自然公園の情報発信を行い、公園内の各地へ赴くためのゲートウェイとしての役割を担う。
- 自然環境の展示のみならず、奥会津（只見川流域等）を中心とした会津地方の歴史文化等、公園内のアクティビティやイベント、JR只見線を紹介するコーナーなども設ける予定。
- 館内にはフリーゾーンを設け、自治体や各種団体によるワークショップなど無償で幅広く活用いただく予定。
- 展示物等の内装の完成を5月31日（金）と見込んでいるため、それまでは館内への立ち入りや業務用の館内写真撮影もできません。

2 契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）までとする。

3 委託業務の概要

- (1) 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンターオープニングセレモニー企画運営
- (2) 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンターHP作成
- (3) 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンターリーフレット作成
- (4) 自然環境学習施設リーフレット作成（及びスタンプラリー企画運営）
- (5) 自然公園ワーケーションプロモーション
- (6) その他

4 委託業務の内容

以下に関わる一切の業務（企画、調査、調整、作成（印刷）、発送を含む）を実施すること。

(1) 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンターオープニングセレモニー企画運営

ア 実施予定日

令和6年7月の土曜日（調整中）

イ 実施予定場所

施設前の駐車場を想定（屋外）

ウ 業務内容

- ・ 知事出席を想定し、あいさつ3～5名程度、功労者等紹介、テープカット等、参加者による施設の内覧という流れを基本とし、全体で30分～1時間程度を見込んだスケジュールとすること。
- ・ 参加予定者は「ふくしまグリーン復興推進協議会の構成員（環境省、会津地方を中心とした市町村や観光団体等）」等30～40名程度を想定しており、発注者（県の担当者）がリストを提示する。
- ・ 当施設を広くPRすることを目的にセレモニーにアレンジを加えることとし、式典や会場全体を含めて、事業の効果を上げ、多くの媒体に取り上げてもらうための企画を自由に提案すること。
- ・ 当日のスタッフ用のコスチュームとして、ビジターセンターのロゴ入りスタッフジャンパー（ベストタイプなど夏用とする）を10着製作することとし、発注者に納品すること。オープニングセレモニー後もスタッフの業務遂行にあたり日常的に着用できるデザインとすること。（ロゴデータは発注者から提供します。）
- ・ 会場全体のレイアウト案を作成すること。
- ・ 動線計画、スタッフ人員配置計画、安全管理計画、駐車場の誘導計画を含む運営マニュアルを作成すること。
- ・ シナリオ案を作成すること。
- ・ 受付、介添え、司会等当日必要な人員及び資材等は、受注者において準備すること。

エ 招待状等の作成及び送付

- ・ 発注者（県の担当者）が提示するリストを元に、招待状や会場案内等を作成し送付すること。

オ 会場設営

- ・ 雨天及び酷暑を想定しテントを設営するとともに、パンチカーペット、紅白幕等の必要な備品を準備し設営すること。
- ・ 参加者用の席を準備すること。

カ 音響等設備

- ・ 音響設備（マイク、マイクスタンド等）・電源を準備すること。
- ・ 音響設備等を操作するオペレーターを準備すること。

キ テープカット

- ・ テープカットに必要な鉢、白手袋、テープ、リボン、ポール、表彰盆、カーペットなどの資材等を準備すること。
- ・ 5～10名程度でのテープカットを想定。

ク 撤去

本業務により設置、準備した物品等はオープニングセレモニー当日中に撤去し、発

生したごみ等を回収すること。

(2) 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンターHP作成

- ・ ビジターセンターの展示概要及びイベント情報等を発信するHPを作成し、開館（7月）前に公開すること。
- ・ HP公開後も全てのコンテンツにおいて、発注者（県の担当者）が追加、更新、削除できる仕様とすること。
- ・ ビジターセンターのスタッフが、現場で即時に旬な情報を発信できるコンテンツを含むこと。
- ・ （3）に示すリーフレットに沿ったデザインとすること。
- ・ 各種OS及び各種ブラウザに対応し、閲覧した場合にレイアウトやデザインの崩れ等がないこと。
- ・ PC、タブレット、スマートフォンなど、各種の端末に対応する構成・デザインであること。
- ・ 2ヶ国語（日本語、英語）のページをそれぞれ作成すること。
- ・ サイトのアクセス数等を発注者（県の担当者）が管理画面等で測定できるようにすること。
- ・ 効果的なSEO対策を行うこと。
- ・ 利用者がウェブページを印刷する際に書式が崩れないよう配慮すること。
- ・ 本サイトのバナーデザインを作成すること。
- ・ 提供するホームページは県が保有する「pref.fukushima.lg.jp」のサブドメインとする。
- ・ コンテンツを作成し、データを納品すること。アップロードは発注者の情報部門が行う。WEB環境については委託契約候補者決定後に別途お知らせするが、リモートでの開発環境は提供できません。

(3) 越後三山只見国定公園ビジターセンターリーフレット作成

- ・ リーフレットは施設概要を紹介する目的で作成する。A4巻き三つ折り、マットコート110kg、フルカラーとし、2万部を8月末までに納品すること。
- ・ （2）に示すHPに沿ったデザインとすること。
- ・ 完成したリーフレットは100箇所程度に送付するため、発送費を見積ること。送付先は発注者が指定します。
- ・ 開館（7月）に間に合わせるように、上記とは別に暫定版を2千部作成することとし、福島県自然保護課に納品すること。

(4) 自然環境学習施設リーフレット作成（及びスタンプラリー企画運営）

- ・ 奥会津ビジターセンターの開館に合わせ、ビジターセンターのオープンをPRするとともに県民が自然や環境についての理解や認識を深めることを目的とし、自然や環境を学べる施設を紹介するリーフレットを1万部作成すること。
- ・ 掲載施設は県内各地（一部隣県も想定）30～40施設程度とする。施設の選定にあたっては、発注者がリストアップし、施設側の窓口になっていただける方の情報提供を行うが、掲載にあたっての最終的な施設側の意向確認や掲載内容の施設側との調

整等は受注者が行うこと。(具体的な施設の選定にあたっては、奥会津ビジターセンターを含む各ビジターセンター、コミュタン福島などを想定している。)

- ・リーフレットには、周遊促進を目的としたスタンプラリー企画を付与することとし、リーフレットのデザインを含めたスタンプラリー企画の具体的な内容や手法について提案すること。(スタンプラリー企画を紹介するためのHP作成は必須とします。((2)のビジターセンターHPとは別に作成)なお、入賞者への賞品等を事業費から購入することはできません。)
- ・スタンプラリー実施期間は、夏休み前から12月頃までとし、リーフレットは開始前までに完成させ納品すること。
- ・完成したリーフレットは100箇所程度に送付するため、発送費を見積ること(送付先は発注者が指定します)。
- ・スタンプラリーの運営も委託業務に含まれるため、スタンプラリー実施期間中の参加者からの問合せ対応や施設側との連絡調整等も受注者が行うこと。スタンプラリー運営を確実に遂行できる運営体制(土日祝日等の対応も含む)について提案すること。

(5) 自然公園ワーケーションプロモーション

- ・自然公園内でのワーケーションに着目し、実際の来訪に繋がるような情報発信を行うこと。
- ・エリアは、北塩原村を含む磐梯朝日国立公園及び越後三山只見国定公園のそれぞれ1箇所以上とすること。
- ・テレビ、雑誌、SNS等を活用したメディアプロモーションを想定しているが、効果的な情報発信の具体的な内容について自由に提案すること。

(6) その他

- ・越後三山只見国定公園ビジターセンター内のフリーゾーンを活用し、各種団体等がワークショップ等を行う場合の出展謝金を支払うことを想定して、委託料の中から25万円をあらかじめ見積ること(事後精算します)。
- ・本委託事業で実施した事業等の情報は、既存の「ふくしまグリーン復興構想」専用WEBサイト(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/fgr/>)にも掲載すること。
- ・予算の範囲内でビジターセンターのPRにつながる事業の企画があれば自由に提案すること。
- ・本委託事業で作成した制作物には、交付金事業である旨の以下の標示をすること。
「令和6年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業」

5 提出書類等

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。
 - ア 業務着手届(様式1) ※責任者・担当者一覧を添付すること。
 - イ その他、発注者が業務に必要と認める書類
- (2) 受注者は、業務が完了した時、遅滞なく業務完了届(様式2)及び業務完了報告書(任意様式)を提出するものとする。
- (3) 提出先
福島県生活環境部自然保護課

6 その他

- (1) 委託業務の遂行にあたっては、発注者と協議しながら作業を進めること。また、本仕様書に定めのない事項についても、必要の都度、発注者と協議して定めるものとする。
- (2) 発注者が受注者に対して貸与したものは、履行後速やかに返却すること。
- (3) 業務の実施に当たり知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行にあたり必要な事項については、受注者の責任の下で充足すること。
- (5) テレビ会議やWEB会議等の対応を可能とするとともに県内外の動向に即応できる柔軟な業務体制とすること。
- (6) 本業務を行うにあたり必要となる機材、消耗品等に要する経費、現地調査経費、既存映像・画像、音楽・効果音等の使用に係る経費、撮影・編集の段階に用いる特殊な技術、その作業に要する経費などは、契約金額の範囲内で受注者が一切の処理をすること。
- (7) 本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受注者が撮影した写真等）は、県及び県が指定するものが作成・運営するウェブサイト、紙媒体、デジタルサイネージ及び県以外団体が作成する広報誌等において無償で二次使用が可能とすること。
- (8) 本業務の成果品及び著作権については、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。また、受注者は本成果品等について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しない。

様式第1（仕様書5（1）ア関係）

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

- 1 業務名 記
業務
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

様式第2（仕様書5（2）関係）

委託業務完了届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、
届け出ます。

- | | | |
|---|-------|----------------------------|
| 1 | 業務名 | 記
業務 |
| 2 | 委託料の額 | 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円) |
| 3 | 委託期間 | 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日 |